

福祉サービス第三者評価の結果

平成30年3月20日提出（評価機関→推進委員会）



1 施設・事業所情報

(1) 事業所概況

事業所名称（施設名）	しらかば保育園	種別	保育所		
代表者氏名（管理者）	園長 小山内 静子	開設年月日	昭和46年4月1日		
設置主体（法人名称）	社会福祉法人しらかば福祉会	定員	60名	利用人数	72名
所在地	青森市大字新城字平岡146番地101				
連絡先電話	017-788-3441	FAX電話	017-718-3882		
ホームページアドレス	http://shirakabahoikuen.jp/				
第三者評価の受審状況	これまでの受審回数 1回	受審履歴	平成23年12月		

(2) 基本情報

理念・基本方針	<p>保育理念 ○子どもの状況や発達段階を踏まえ、保護者と連携を密にしながら、自然豊かで文化的な環境の中で、子どもの自立を促し、ヒトとしての共感性をもとにした思いやりを育みます。</p> <p>保育方針 ○豊かな自然環境の中、子ども同士遊ぶことで、豊かな創造性を育てる。 ○様々な文化・芸術や活動を通して、豊かな人間性を育み、表現力を養う。 ○安心できる環境の中で、地域・保護者と共に長所を伸ばし、育っていくことを見守る。</p> <p>保育目標【目標とする子ども像】 ○生き生きとあそぶ子 ○自分と相手のことを考える子</p>
サービス内容（事業内容）	施設の主な行事
<p>○延長保育 ○一時預かり（保育） ○障がい児保育 ○世代間交流事業</p>	<p>○入園式 ○保育参観（年3回） ○お茶会（年2回） ○「風の子」観劇 ○親子野外炊飯遠足 ○プラネタリウム見学（年長児）○宿泊保育（年長児） ○音楽コンサート（年3回） ○運動会 ○お遊戯会 ○老人ホーム訪問交流 ○クリスマス会 ○餅つき会 ○豆まき会 ○ひな祭り ○卒園式</p>
その他特徴的な取組	<p>○敷地内にビオトープや雑木林を舞台とした豊かな自然体験活動 ○ヴァイオリン演奏やソプラノコンサート等の音楽会、絵本の読み聞かせやわらべ唄、絵画・紙版画制作等の多彩な文化芸術活動</p>

居室概要				居室以外の施設整備の概要					
3歳以上児保育室3、3歳未満児保育室2、保育室4、調乳室1、沐浴室1				遊戯室（ホール）1、事務室兼医務室1、多目的スペース1、調理室1、調理員休憩室1、職員休憩室1、教材室1					
職員の配置									
職 種		人 数			職 種		人 数		
園長	常勤	1	非常勤		用務員・庶務	常勤	1	非常勤	2
主任保育士	常勤	1	非常勤		嘱託医	常勤		非常勤	2
副主任保育士	常勤	1	非常勤			常勤		非常勤	
保育士	常勤	12	非常勤	3		常勤		非常勤	
調理員	常勤	1	非常勤	1		常勤		非常勤	

2 評価結果総評

◎特に評価の高い点

- ・ 保育園敷地内の豊かな自然を利用したのビオトープ整備による自然観察と散策、広大な裏山を利用して冒険遊びが十分できる環境など、子どもたちが日々の遊びや体験を通して自然に心身の発達が促されるような環境づくりに良く配慮しています。
- ・ 日常の保育士等との関わりに加え、外部講師によるわらべ唄や体育教室、外国人講師との異文化交流を兼ねた「英語で遊ぼう」、定期的なお茶会、地域内の市民センター等でも展示する生け花、保護者や地域の方々の協力によるバザー、老人施設への訪問交流、年数回行う音楽コンサートなど、様々な体験や文化交流を通して社会性を養い、積極的に地域とも交流する取組みが高く評価されます。
- ・ 「子どもの気持ちを第一に考え、様々な遊びや体験を通して、子ども一人ひとりの感激・感動を大事にする」との園長の一貫した保育への熱い思いが、永年勤続職員を中心とする子ども一人ひとりの発達を受容した保育の実践や、心身共に健康な子どもを育むために自然豊かな環境の中で展開される様々な主体的な遊びや活動を通じて随所にうかがうことができ、また保護者にもよく理解されています。
- ・ 子どもがおいしく安心して食べるために、食材は国産や地元の物、旬の物にこだわり、無農薬有機米の5分づき米を提供し、調味料も天然の物を厳選して使用しています。子どもが使用する食器は日本製の磁器で、有害物質を含まず、高温殺菌ができる安全性の高い物を使用し、食器洗いには合成洗剤は避け、石けん成分の物を使用するなど、食と健康に関する安心の確保へ工夫されているところは高く評価されます。



◎改善を求められる点

- ・ 以前から整備していたマニュアルや今回の第三者評価受審を機に作成したマニュアル等、マニュアル全般について、園内研修での習得や各クラスへの配備などにより、あらためて全職員で共通理解していくことが望まれます。また、日々の保育や業務において実践されていることが、貴園のマニュアルの記載内容に合った内容となっているか見直し、更に実効性のあるものを示していくことを期待します。特に、プライバシーの保護に関するマニュアルには、子どものプライバシー保護と権利擁護に関する取り組みに関する基本的な姿勢と意識、保育園の特性に応じた場面ごとの留意点、不適切な事案が生じた場合を想定した対応方法を明確にしていくことなどが求められます。
- ・ 職員一人ひとりの自己点検チェックを定期的に行っていますが、保育園全体での自己評価が実施されていません。現状から更に保育の質を高めていく上で全職員の意見を集約し、事業計画、保育計画等の評価、見直し、次年度へ反映させていくことを期待します。
- ・ 準職員(自ら非常勤を希望する者を除く)の勤務年数や職務内容等に応じて、正職員や専門リーダー等への昇任・昇格等に関する基準を明確に規定し、全ての職員が将来に見通しをもって主体的に働き、更に働きがいを感じることができる職場づくりに努めていくことを期待します。

3 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度は、私共の保育園に対し、的確で心温まる評価をいただきましてありがとうございました。ご指導やご助言は大変に参考になるものでした。

また、ご指摘のとおり、中長期の見直しをしっかりと持って実践することが大事だと思いました。これからは、職員全体で事業計画・保育計画を見直して反省し、より良い運営をしていきたいと考えています。

更に、職員の処遇なども基準を明確にして見通しが持てるようにし、積極的に働ける環境を整備すると共に、より働きやすい職場を目指していきたいと思ひます。

そして、これまで以上に子どもたちをより良く育てていく意欲を持ち続けられるように、第三者評価を今後役に立てて参りたいと思ひます。

評価機関	名 称	あおもり保育みらいサポート
	所 在 地	五所川原市みどり町3丁目93-1
	事業所との契約日	平成29年9月2日
	評価実施期間	平成29年11月～平成30年1月
	事業所への 調査結果の報告	平成30年3月12日

第三評価結果

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>法人の基本理念、保育園の保育理念・方針・目標が明文化され、保育園要覧やホームページにより職員、保護者等に周知しています。今後は、全職員による理念研修や保護者等の意向調査などを、積極的・組織的・定期的に行うことで、更に理念等の定着と共有が進むことを期待します。</p>		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>経営状況の確認については、毎月会計事務所に予算の執行状況のチェックを受けていますが、主たる事業収入の基礎となる入園児童の推移や予測など、具体的に把握する取組みが十分とはいえない状況にあります。今後、子ども・子育てのみならず、地域における社会福祉事業全体の状況(事業種別の事業所や利用者数、課題など)を積極的に把握し、少子高齢化社会や世帯内における複層化する問題・課題等にも対応していくことを期待します。</p>		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	b
<p>園長及び主任保育士は、財務状況や職員勤務体制の充実、人材育成など検討課題として話し合いをしていますが、それらの解決や改善に向けた取組みが組織的にはなされていません。現在の理事や今年度新たに設置された評議員会の面々には、特別支援教育や児童福祉に関係した経歴を有する方もいますので、現場の保育職員1~2名を加えて専任チームを構成するなどして、具体的な意見聴取や話し合いをし、現状の課題などの解決や改善に向けて取り組んでいくことを期待します。</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	c
法人の基本理念及び保育理念・方針に基づき、しらかば保育園が目指す子どもの姿を掲げていますが、その理念や方針の実現に向けた中・長期計画が策定されていません。今後更に、しらかば保育園の信頼性を高め、安定的な経営・運営を持続していくためにも、中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定していくことを期待します。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
単年度の事業計画は多岐の項目にわたって詳細に策定されていますが、中・長期的なビジョンを盛り込んだものとなっていませんので、あらためて中・長期的なビジョンを明確にした計画を策定しつつ、それと連動・反映させた単年度の事業計画の策定を期待します。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
事業計画は例年の様式によって作成されていますが、一部について例年とほぼ同じ記載内容となっていますので、安全管理面(防災訓練の内容・日時、施設管理等)、子どもと職員に関わる健康管理(健診実施日時等)、園内外の研修、苦情対応などについては別表にまとめつつ添付するなどして、実施計画内容を具体的に明示していくことが望まれます。また、策定や見直し等にあたっては、職員の積極的な関与により計画全体についての理解を深めることが望まれます。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b
保護者等への周知は、事業内容等をまとめた要覧の配布、ホームページでの公開などなされていますが、前述のとおり別紙を添付したり、更に簡潔で分かりやすい資料の配布などにより周知や説明をしていくことが望まれます。なお、職員体制については、新年度当初に説明することが期待されます。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
今回2度目となる第三者評価の受審や職員の自己点検チェック、保護者アンケートの定期的な実施など、質の向上と改善に向けて意欲的に取り組まれています。更に、日々の保育業務に関して園全体で職員参画による評価、見直しをする仕組みを構築していくことが望まれます。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
各クラスの指導計画による振り返りの他に、職員の自己点検チェックや保護者アンケートを実施し、これらの結果については、随時、園長や主任等の管理者層の職員で改善等を検討しています。今後は職員参画による園全体での評価を行うと共に、保育課程の内容や保育業務の標準的な実施方法が実際の保育と整合しているか等の検討を進め、更に計画的、組織的に改善していくことが望まれます。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
園長は、一人ひとりの子どもに対する保育の熱い思いや一貫した方針など、常に職員や保護者等に語り続け、その思いは子どもを受容し慈しむ保育実践の随所に浸透していることがうかがえます。今後は園だよりに加え、更に自身の役割や責任を文書化して、新年度初めなど表明していくことが望まれます。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
園長や主任は青森市や青森市保育連合会の会議や研修等に参加し、子ども・子育てに関する法令や制度の理解に努めています。今後は子ども・子育てに限らず、複合化する生活問題も出てくることも想定されますので、ぜひ、子どもに関する法令全般の他、保健衛生・安全管理等に関する法令(学校保健安全法、感染症法、労働衛生法、消防法等)、職員や保護者等に関する法令(労働基準法、労働衛生法、個人情報保護法等)、取引や契約に関する消費者保護法などの概要を資料化しつつ、職員に周知説明していくことが望まれます。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
子ども一人ひとりへの保育・支援について、毎週の職員会議等で職員から状況を聞いて課題等を把握していますが、今後は、今般創設した各種専門委員会等を積極的に活用し、日々の保育の質の現状を的確に捉えながら更なる向上に向けて組織的に取組んでいくことを期待します。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
日々の保育業務等の報告や振り返りなどの記録等書類作成のための保育事務量が多くなっています。パソコン処理に不慣れな職員もいることと思いますが、園内での報告等の軽易な文書については、パソコンの活用による省力化を進め、業務の実効性を高めていく取組みも望まれます。		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
職員の募集にあたってはハローワーク等の関係機関への照会などを利用していますが、現状では短時間パート職員の配置が多くなっています。保育の継続性の確保と質の向上に向けて、また、子どもの様子に関する保護者等との情報交換や共通理解を維持していくためにも、常勤・非常勤職員の比率を見直すなど、効果的な人材確保と育成を計画的に進めていくことが望まれます。		

15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>常勤・非常勤職員を含めた複数の勤務シフトにより保育業務を進めています。ただし、その前提となり得る、明確な採用、配置、昇進・昇格等に関する基準を明示していくことも望まれます。キャリアパスのしくみ化が始まった段階にあるようですが、今後は、園外研修に限らず園内での職員教育・研修制度（OJT等）に基づくキャリアパスや人事考課・成績評価の実施等、総合的な人事管理を進めていくことを期待します。</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>定期的な全職員との個人面談により、一人ひとりの状況を把握しています。また、年次有給休暇の取得促進や親睦を図る食事会・反省会の実施、時間外勤務への対応についても職員の意向に沿うようにするなど、働きやすい職場環境づくりに努めています。今後は、短時間勤務シフト時の超過勤務軽減への配慮や、保育補助職員の配置による余裕ある人員確保など、更に働きやすい環境整備が求められます。</p>		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>全職員による定期的な自己点検チェックを実施し、園長からも総評としてフィードバックされていますが、職員の自己評価では長年同じ内容となっており取組みがマンネリ化しているという意見もありましたので、見直しも望まれます。職員一人ひとりの育成については、自主的な園外研修への参加にも費用補助するなど、専門性が高まるよう配慮しています。今後は、職員一人ひとりについて指導担当者制の導入、キャリア向上のための年間目標の設定、それらの進捗状況や達成度を確認していく仕組みづくりが期待されます。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>事業計画書には研修に関する項目があり、園内で行うものや園外研修に参加する項目が記載され、研修計画表にも実施月や研修名が記載されていますが、そもそも研修を通して何を習得するのかといった目的や参加予定職員、主催者や開催地等、できるだけ詳細に明記した計画としていくことが望まれます。また、復命書での報告や園内での実践による伝達講習を充実させ、職員の共通理解と実効性を高めていく取組みも期待されます。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>園外研修への参加について年間計画立案作成の担当者が決められていますが、職員一人ひとりの知識、技術水準などを良く理解する先輩指導職員の配置や研修に派遣する参加基準等を明確にしていくことが望まれます。また、個人の【研修一覧表】に「研修後、保育に生かされたか」という項目もありますが、自己評価に留まらず先輩指導職員の評価も記載し、丁寧な検証をしていくことも期待します。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>実習生の受入マニュアルが作成され、積極的に保育実習生を受け入れています。今後は一般的な心がまえの記述に留まらず、専門職である保育士の養成に関わる意義を理解し、クラスの担当のあり方や子どもへの動きへの配慮など、具体的な実習支援プログラムを作成していくことが望まれます。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
ホームページで、法人・保育所の理念や基本方針、事業報告、決算報告などを適切に公開しています。今後、第三者評価の受審結果や改善状況、地域との交流内容についての詳しい実績の公表、また、園の要覧等を地域の市民センター等に配置したり、回覧板を利用して地域へ発信したりするなど工夫していくことが望まれます。		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
毎月、公認会計士が所属する会計事務所職員による予算の適正執行状況のチェックを受けていますが、理事や評議員には特別支援教育に携わった経験のある元教員や元教育アドバイザーの方もいますので、日々の取組み状況などについての具体的な検討や学びの機会を設けることも期待されます。また、第三者委員を行事へ招待して、職員や保護者等の意見などを聞き取りしていくことなども期待します。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
地域内の小学校との定期的な交流やピオトープの見学受け入れ、地域にある市民センター「春の文化展」への参加、保護者や地域の方々の協力によるバザーの開催、年数回行われる音楽コンサートへの参加案内、老人施設への訪問交流、子育て講座の開催、2つの町会への運動会用具の貸出等、積極的に地域との交流を図っています。		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
絵本の読み聞かせや生け花の講師、バザーで協力する地域の方々などのボランティアや、小・中・高生による職場体験、職場訪問など積極的に受入れています。ただし、受入れにあたっては、担当者の配置や保育園としてどのような必要性和効果を生み出すのかなどの基本方針を明記し、全職員で共通理解していくことを期待します。また、ボランティアとして協力してくれる方へ保育園の特性や安全面、配慮を要する点・注意事項など、わかりやすい（説明可能な）資料等を作成していくことも望まれます。		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
日々の保育に当たって連携を必要とする関係機関・団体等については概ね把握・周知されていますが、全職員が連絡先を一目できるよう、事務室や保育室等に掲示していくことを期待します。また、定期的に関係機関・団体等の機能や連携事例について学び合うなどの取組みも望まれます。		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b
<p>保育園の遊戯室を利用し地域の方へも参加を呼びかけるヴァイオリン演奏をはじめとする音楽コンサートを夕方から開催するなど親子で参加できるように配慮した取組を行っています。また、地域の方や保護者会の協力によるバザーなどを盛況に行い、地域の方々に参加を呼び掛けています。今後は、保育園の専門性や特性などを活かし、地域の高齢者(体操教室の講師と連携した軽体操)や子育て世帯へのサロン開放といった介護予防や子育て支援に役立つ取組みなど、回覧板を活用して地域に呼びかけていくことなども期待されます。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>地元の複数の町内会の行事の際に物品等の貸し出しをしたり、文化芸術活動や育児講座等の呼びかけしたりと、意欲的な地域との協働に向けた活動に取り組んでいます。今後は、町内関係者や民生委員等と連携して地域の課題やニーズなどの情報収集に努め、地域の高齢者や子育て世帯への支援(単独での「子育て広場」の開催等)、関係機関との連携・相談事業などを行っていくことを期待します。また、大規模な災害時における子育て・福祉避難所としての機能の充実や青森しあわせネットワークへの参画など、地域貢献の取組みも検討してみたいかがでしょうか。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>ホームページや保護者に配布している要覧や保育課程に、一人ひとりの子どもを尊重した保育を行うことや子どもの人権を認識し理解することなどが明示されています。職員には子ども一人ひとりの尊重や基本的人権への配慮について園内研修などの場で周知を図り、子どもをよく理解し寄り添う姿勢の保育が実践されています。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b
<p>着替えや排泄などの生活場面における「見られたくない、聞かれたくない、知られたくない」など、子どもの心を傷付けないように配慮がされています。また、保護者との面談などを行う際は、人目につかない個室を利用したり、カーテンをするなどの配慮がされています。今後は、マニュアルにプライバシー保護と権利擁護に関する留意事項を盛り込むなど、具体的な内容に改定されることに期待します。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>利用希望者の見学を随時受け入れています。要覧やホームページには、保育園の詳細情報などがわかりやすく掲載されています。今後は、公共施設やスーパーなどへ設置し、誰でも気軽に入手できるように検討されてはいかがでしょうか。</p>		

31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>保育開始にあたって、要覧や「しらかば保育園 重要事項説明書」などにより丁寧に説明しています。保育時間の変更や延長保育の利用なども保護者に事前に説明がされていますが、内容的には、保育時間や利用料金等も記載され契約書のようにもありますので、保護者の同意署名等の欄を設けることが望まれます。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>転園の際は、保護者の同意を得た上でアレルギーへの対応など重要なことについて引き継ぎを行っています。卒園の際は、いつでも相談できる体制であることを保護者に口頭で伝えていますが、保育園等の変更にあたっては、保育の継続に配慮した手順・引き継ぎ文書等を定めるとともに、保育の利用が終了した保護者に対しても、終了後の相談方法や担当者等を記載した文書を作成し、配布することを期待します。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>行事後にはアンケートを実施したり、送迎時に口頭や連絡帳で子どもや保護者等の感想や意見を聴取し、利用者満足の上昇に努めています。保護者との懇談会は入園式や保育参観後に行い、個人面談も年1回（必要に応じて適宜）設けており、面談の内容は個人記録ノートの中に記載されています。なお、懇談会に参加できなかった保護者には懇談の内容を連絡帳で伝えてはいますが、今後は資料を作成し配布されてははいかがでしょうか。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>苦情を解決するための受付担当者・解決責任者・第三者委員を設置するなど、苦情解決体制の仕組みが整備されており、苦情解決受付・対応体制の玄関への掲示や重要事項説明書への添付がなされていますが、今後は要覧への記載や、更に誰もが気づき見やすい掲示への工夫が望まれます。また、第三者委員を行事等に招いて保護者へ紹介し、保護者等から聞き取りなど行っていく取組みも期待します。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p>保護者には日常的に接する担任等の職員以外に相談相手を選択できることは口頭で伝えていますが、また、相談スペースを設けたり、玄関に意見箱を設置するなど意見が述べやすい環境に配慮がなされています。ただし、意見箱は人目を気にせずに投函できるよう設置場所の変更や日常的な周知方法を工夫していくことが望まれます。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>保護者から連絡帳や口頭で寄せられた相談や意見等は、毎週の職員会議などで報告され、その日のうちに迅速に対応していますが、対応内容の記録や報告・検討の手順等について定めたマニュアルを整備することが望まれます。また、些細な意見や要望等にも迅速に対応出来るよう担当者を決め、改善に向けての話し合いの場を設けていく取組みを期待します。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>日々の保育等における軽微な事故について報告・記録していますが、更に安心・安全な保育を行っていく上で、リスクマネジメントに関する責任者の選任と専門委員会などを設置し、全職員を対象とした安全確保・事故防止に関する研修などを行っていくことが求められます。また、現行の事故発生時対応マニュアルでは対応しきれない事態も想定されますので、ヒヤリハット記録の記載基準をはじめ、内容について全職員で早急に見直すことや、ヒヤリハット記録や事故報告書をもとに防止策の話し合いを記録として残すことなどもマニュアルにも明記していくことが望まれます。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>感染症発生時の対応としては、一人ひとりのプライバシーに配慮しながら玄関に発生状況を掲示したり、実際にヨーグルトを子どもの嘔吐物に見立て処理訓練をするなどの取組みを行っていますが、保育室内の温湿度管理についても、記録時間を定めるなど徹底していくことが望まれます。また、感染症発生時対応マニュアルや感染症緊急マニュアルの他に、感染症予防の心得などが書かれた感染症対応マニュアルがありますが、全職員で内容の確認や話し合いを重ね、周知徹底していくことが望まれます。なお、関連する各種マニュアルは、当初の作成から相当の年数が経ち、業務の実際と乖離している点も少なくないので、早急な見直しが望まれます。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>毎月、年間計画に沿って避難訓練実施され、内容については事業報告書にも記載されていますが、事業計画書へも防災対策の項目として掲載が定められていますので、具体的な訓練計画の記載が求められます。また、防災・減災に対しての研修や委員会の設置、備蓄品一覧の作成などを組織的に進めていくことで、短時間パート職員を含めた全職員の意識の共有を図っていく取組みが望まれます。また、難しい課題であるとは思いますが、非常災害対策マニュアルや対策計画の策定や事故発生時の防止・発生後の対応は、内閣府令及び青森市条例により義務化されていることを踏まえ、早急に災害発生時の安否確認の方法や家族への引継ぎの方法など具体的な事項について定めたマニュアルや計画を整備することが望まれます。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	b
<p>今回の第三者評価受審を機に保育業務マニュアルを作成していますが、職員が保育園に出勤してからの準備や作業内容が主なものとなっていますので、登園時の視診触診の着眼点や方法、排泄や手洗いへの援助など生活面での配慮、保健衛生・安全管理の具体的な心得、保育の一連における子どものプライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢等々、保育全般に関わる内容を検討していくことが望まれます。それらの内容については、職員一人ひとりの経験知や経験則に頼ることなく、研修や個別の指導等によって、組織的・定期的に検証していく取組みを期待します。</p>		

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>子どもは日々成長・発達していきます。故に、子どもへの対応のあり方も日々変わるべき点もあります。ゆえに、標準的な実施方法は保育実践が画一的なものとならないよう、随時職員会議等で見直しを図っていますが、定期的に（少なくとも年に1回以上）かつ組織的に（専門分野毎、担当者毎に）全職場的に実施していくことも望まれます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p>入園時、進級時には児童家庭調書を記入・提出してもらう他、面談等でも、子どもの心身の発育状況や子どもと保護者の生活状況等を把握に努めています。把握した内容は、3歳未満児は個別の、3歳以上児はクラス別の指導計画に反映させて計画が作成され、保育実践につなげています。今後は、保育所保育指針の改定を機に、職員全体で「保育課程（全体的な計画）」の見直しを急がれることに期待します。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>月に1回、クラス会議において指導計画の評価と見直しが行われており、子どもの変化等があった場合は職員会議などで報告し支援方法なども検討し、職員への周知も図っています。指導計画策定に関するマニュアルを作成していますが、指導計画策定の責任者、年齢別や季節・行事ごとの記載内容、定期的な見直しの時期などを明記していくことが望まれます。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
<p>子どもに関する保育実施の記録については、3歳未満児においては、一人ひとりの月案と週案が作成されており、実施状況や子どもの様子等が詳しく記録がされています。また、3歳以上児においても、子どもの様子や保育に関する複数の記録が適切になされています。これらをもとに、日々の職員ミーティングの他、定例のクラスごとの話し合いや職員会議において、子どもの状況について重層的に話し合わせ、職員間でも情報共有がされています。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>園長の責任のもと子どもに関する記録の保管は事務室の書庫に施錠し、子どもや保護者の情報が外部に流出しないよう管理がされています。個人情報の取り扱いについては、職員の入職時に守秘義務誓約書を徴し、保護者には説明した上で書面でも同意を得ています。子どもの保育や家族状況などに関する記録書類は事務室のキャビネットに保管されていますが、文書管理の担当責任者を選任する他、記録等の保管、保存、廃棄、保護者や関係者に対する情報提供に関する基準など、文書管理全般にわたる規定を定めていくことが望まれます。また、全職員に対して、電子データを含めた記録管理等の勉強会を行うなど共通理解を深めていくことも期待します。</p>		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b
<p>保育課程は、児童福祉法や保育所保育指針に基づき養護及び教育を一体的に行う保育内容となっています。ただし、保育課程に記載されている保育理念や保育方針・保育目標が、法人の基本理念とともに記載されている保育園の保育理念・保育方針・保育目標と、整合しない部分がありますので、関係職員で見直していくことを期待します。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a
<p>保育室内の温湿度は記録され換気も適切に行われています。レースのカーテンや遮光カーテンを利用し、採光にも配慮がされています。保育者だけでなく、午前と午後の2回、用務員によって園内外も清掃されており、明るく清潔な環境が保たれています。また、子どもたちが使用している寝具は天日干しの他に布団掃除機を使用するなど、心地良く過ごせるようにしています。更に、トイレの扉は指挟み防止の対策をするなど安全面の工夫も行っています。</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
<p>園長の一貫した保育への熱い想いや、一人ひとりの子どもを受容した接し方、受け止め方など、日頃から職員会議やミーティング、また行事などでも話がなされ、職員も良く理解し保護者等の連携、協力もなされています。一人ひとりの子どもの成長の姿や家庭環境、援助内容や経過などが記載された、全園児についての個人記録ノートがあり、毎月1回もしくは適宜、担任によって詳しく記載がされ、そのノートには主任保育士が毎月丁寧にコメントやアドバイスを記載し、一人ひとりの子どもの状態に応じて、園全体で子どもを大切にしたい保育の取り組みがされています。</p>		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
<p>排泄は一人ひとりの子どもの発達やタイミングに合わせ、達成感につながるよう支援しています。また、汗をかいたり衣服を汚すことが多い戸外遊びを多く取り入れていることもあり、着替えも自立心や目的意識を大切にしたい支援がなされています。更に、午前中の音楽リズム運動など、体を動かす活動の後は、効果的な休息を促すなど、適切な配慮がなされています。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	b
<p>園庭の他に広大な敷地には、林、ビオトープ、芝生の遊び場などがあり、子どもたちが自ら夢中になって遊べる豊かな自然環境が整っています。その中で、子どもたちは毎日身体を動かして遊び、満足感と達成感が味わえるような保育が展開されています。また、電車やバスに乗ってプラネタリウムや美術館などへ出かける社会体験の他、地域の方々との交流やヴァイオリンやソプラノ・テノール・ジャズなどの各種音楽のコンサートを遊戯室で開催し、間近で聞いたり、観劇を鑑賞したり、豊かな経験と感性が培われる機会が設けられています。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>乳児は一人ひとりの発達差に配慮し、睡眠リズムや活動の時間帯に応じて専用の小部屋を用意しています。保育士は子どもの欲求に合わせ情緒が安定するよう保育者とアイコンタクトを取りながら一対一の関わりを大切にしています。また、乳児でも興味・関心が持てるようなわらべ唄やリズム運動を取り入れたり、ベビーマッサージでスキンシップを図ったり、柔らかいマットを利用して足腰を鍛える取り組みをするなど、心身の発達を促す活動がされています。</p>		

A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>発達や年月齢を考慮して1・2歳児合同、2・3歳児合同の2クラス編成や年長組との異年齢児交流により、養護と教育が一体的に展開されるよう配慮しています。また、連絡帳や送迎時のやりとりで家庭との連携を密にし、基本的な生活習慣が身に付くよう配慮がされています。1・2歳児担当には、看護師資格を持ったベテラン保育士を配置するなど適切な判断に基づく保健的な対応も図られています。子どもの興味や関心を大切にしながら自発的な遊びを積極的に取り入れ、室内には木製パズルやグットトイ、図鑑等を用意し、探索活動が十分に行われる環境を整えています。わらべ唄やリズム運動、絵本の読み聞かせなどで集中力を養い、子どもたち同士の関わりを大切にしながら取り組まれています。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が定着するよう適切に関わっています。週に1度、わらべ唄やリズム運動を取り入れている他に、外部講師による体育教室(月1回)・英語教室(月2回)なども実施しています。また、定期的なお茶会や生け花など様々な経験を通じて、子どもの心身の発達を促す活動と日本の文化を大切にする心を育む取り組みがされています。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
<p>園内の設備等はバリアフリー対応への配慮がなされています。障がいを持った子どもが安心・安全に生活できるよう用務員の方が「移動自助具」を手作りしたり、バギーや台座、椅子などを特別注文したりなど、積極的な対応が見られます。障がい児への支援対応については、青森市の子ども支援センターの巡回指導を年4回～5回受けたり、園外研修に参加し障がい児保育についての知識や情報を得て関わり方などを学び、保護者とも連携を取りながら行われています。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
<p>保育室やホール、廊下などは十分な広さが確保され、くつろいでゆったりと過ごすことができる環境の中で、子どもの状況に合わせた保育を行っています。延長保育を利用する子どもたちに対しては、夕方6時に、夕食に影響の出ないように、また、アレルギーにも配慮した軽食が提供されています。ただし、延長保育の記録があり職員へ周知がされているものの、職員間の引き継ぎ事項の一部は黒板を使用して伝達を行っていますので、今後は専用の記録簿を使用することを検討されてはいかがでしょうか。更に、延長保育の内容や配慮事項なども指導計画に位置付けていくことが望まれます。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
<p>就学に向けた取り組みは、保育課程や年間指導計画にも明記されています。2月の保育参観後の保護者懇談会においては、年長組の担任と主任が小学校を見通した内容の話をする機会を設けています。就学先には保育所保育児童要録の写しを送付し、また、小学校教諭と年長組の担任が子どもの状況について情報交換を行う機会もあります。</p>		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
<p>子ども一人ひとりの健康状態に関する日々の情報は、保護者に送迎時に口頭や連絡帳で確認がされており、職員もミーティングや職員会議で子どもの体調・病気・怪我等についての周知がされています。事故発生時には記録がなされ、保護者にも事後の確認も含め口頭や連絡帳で連絡をしています。今後は、重大な事故や怪我等の際は1件ごとに事故報告書の記録を残し、それをもとに事故や怪我等につながる原因や未然に防ぐ対策等を職員会議等で検討されてはどうか。また、SIDS予防策として睡眠チェックを15分ごとの確認で記録がされていますが、救命率を踏まえ5分(もしくは5分以内)毎にチェックすることが望まれます。更に、保健衛生・看護の専門チームを機動させつつ、健康管理マニュアルの見直しと保健計画に基づいた健康に関する取り組みに期待します。</p>		

A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
<p>内科健診・歯科健診は共に年2回(4月・10月)、行っています。また、年1回就学前に尿検査を行い腎臓病の早期発見に努めています。健診結果は健康診断簿への記入やミーティングなどで職員間の情報が共有されています。保護者には、毎回健診の結果を報告して予防や早期治療などを促しています。日常の保育では、絵本や紙芝居などで子どもたちに虫歯や病気の弊害などについて話をし、健康維持に関して興味を持たせるようにしています。</p>		
A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>アレルギー疾患・慢性疾患については、医師の診断を年1回(症状の重い場合は医師の判断で数回)受診し、医師の指示のもと適切な対応を行っています。アレルギーを持つ子どもの食事の提供については、保護者に事前に献立表をチェックしてもらい、連絡帳には当日食べた物を全て記録し報告がされています。食事の提供の際は、名前が記入されたトレイや色や模様の異なる食器の使用を変える工夫をし、調理と保育の間においては複数の職員による確認体制になっています。また、他の子どもと相違がないような品数・量となるよう配慮した代替食・除去食となっています。</p>		
A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	b
<p>給食は野菜中心のメニューとなっており、個人差や食欲に応じて量を加減できるよう、調理員も子どもたちの様子を見まわるようにしています。月1回の誕生会の行事食の他、食堂ごっこやお別れ会ではバイキング形式で、自由な席で食事を楽しむ機会があります。玄関には給食のサンプルを置いたり、誕生会では誕生児の保護者にも無料で行事食を提供したり、保育参観日には給食の試食をする機会があり、保護者の食への関心が高められるような工夫もされています。子どもたちが栽培して育てた野菜や米を収穫し、それらを調理して食べたり、敷地内に生えるつくし・ふきのとうなどの自然の物を食する体験など様々な取り組みがされています。今後は、子どもたちや保護者等への嗜好調査など行い、保護者の意向を反映させていくことも期待します。</p>		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>月1回給食会議を行い、各クラスの喫食状況の周知や嗜好等の把握をし、それらを集約して次の献立作成に反映しています。食材は国産・無添加・旬の食材・地元産にこだわり、調味料も天然の物を厳選し素材のうまみを引き出す工夫をし、米は無農薬有機米(5分づき米)を使用するなど、子どもがおいしく安心して食事ができるような取組みがされています。給食やおやつなどの食材については、安心・安全を最優先し、糖分についても極力控え、虫歯にならないよう配慮しています。食器の形や材質は強化磁器製のものを取り入れています。衛生管理マニュアルに給食調理員の心得や服装、手順など記載されていますが、関係職員や調理員との話し合いを通じて、より自園に見合ったものに見直すなど期待します。</p>		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
<p>保護者と日々の送迎時の対話や連絡帳でのコミュニケーションを大切にしながら信頼関係を築き、保護者と連携を取っています。また、保育の内容や意図などの共通理解を図るために、保護者会(年3回)や懇談会(年2回)なども行っています。今後は、懇談会等に参加できなかった保護者にも資料を作成し、配布されることを期待します。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
<p>毎月の園だよりには、理事長・園長・主任保育士等からの子育て支援に関するメッセージが交代で掲載されています。保護者支援のための相談対応は、保護者が希望する職員を選ぶことができるようになっており、相談内容によっては担任だけでなく園長・主任保育士等も対応しています。相談内容と支援の状況は子どもの個人記録ノートに記録され、職員にもミーティングなどで周知がされています。</p>		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
<p>虐待対応マニュアルが整備され、保育士は園内外の研修を通じて虐待等権利侵害に関する理解に努め、日々の保育の中で児童虐待などの兆候を見逃さないよう努めています。異常が見られた場合は、その日のうちに園長への報告やミーティング等で情報共有がなされるとともに「異常に関する措置」に記録しています。以前の対応事例を踏まえて、関係機関への相談、通報体制の周知もなされていますが、更に定期的に子どもの権利侵害の検証や話し合い、勉強会を実施していくことが望まれます。また、育児に悩んでいる保護者等を把握し、保護者の精神面や生活面の予防的な援助相談を積極的に取組んでいくことも期待されます。</p>		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>9月と3月の年2回、独自の評価項目に基づいて保育者が自己評価を行い、自らの保育実践を振り返る機会があり、保育の改善や専門性の向上に向けた取り組みがなされています。また、月案・週案の評価反省は子どもの活動や様子だけではなく、子どもの姿や成長を捉え次期の計画作成や保育の充実につなげたものになっています。今後は、評価項目の内容などについて関係職員で見直しを重ね、次回以降に反映させていくことを期待します。更に、職員全体の協議を経て園全体の自己評価としてまとめ、事業計画で定めた保育方針や保育目標の到達状況や保育計画の実施状況、振り返りと評価などを行い、次年度の計画に反映させていく取り組みが望まれます。</p>		